

平成29年度小・中学校消費生活出前講座事業
企画提案コンペ仕様書

1 事業の目的

若年層の消費者トラブル未然防止のため、県内の小学生・中学生を対象に、特に現在トラブルの多いインターネットやスマートフォン等の「デジタルコンテンツ」に関する消費者トラブルの危険性について理解を促すことを目的として出前講座を実施する。

2 事業の概要

(1) 実施期間

契約日から平成30年3月19日(月)まで

(2) 実施場所

県内の小学校3校以上(各市町1ないし2校)

中学校5校以上(各市町1ないし2校)

(3) 受講対象者

県内の小学生・中学生

(4) 講座内容

受講した児童・生徒が、インターネットやスマートフォン等のデジタルコンテンツに関する消費者トラブルの危険性について理解し、トラブルを回避する方法を習得できる内容。

(5) 講座回数

原則各学校1回

3 業務委託の内容

(1) 講座内容・実施方法の企画

児童・生徒が興味を持って受講できるような内容を企画し、それぞれの年代に合わせた分かりやすい、伝わりやすい手法で実施すること。

(2) 講座の講師・出演団体の選定、依頼、派遣にかかる一式(費用負担含む)

選定においては、日本国内の地方自治体が主催する小・中学生向けの講座、イベント等において実績のある者・団体に限る。

小学校と中学校で同内容・同出演者でなくても良い。

派遣にかかる一切の費用は受託者が負担すること。

(3) 開催校の募集(依頼)、交渉、選定

出前講座を実施する小・中学校の選定にかかる募集・交渉の一切は受託者が行うこと。

(4) 各開催校と講座の講師(出演者)との調整、交渉

小・中学校と講座の講師・出演団体との連絡・調整の一切は受託者が行うこと。

(5) 講座実施にかかる機材調達、舞台設営・撤去

講座実施にかかる機材の調達、舞台設営・撤去の一切は受託者が行うこと。

なお、会場は全会場とも機材のない小・中学校等の体育館での開催を想定すること。

(6) 開催校における広報

講座企画内容とリンクさせた啓発チラシを作成して開催する各学校の児童・生徒に配布すること。

(7) 業務完了報告書の提出

事業終了後、仕様書の内容を満たしていることが確認できる業務完了報告書を提出すること。

なお、業務完了報告書には必ず現場写真（講座実施中の様子等がわかるように撮影したもの）を会場ごとに載せること。

(8) 上記（１）～（７）までの業務実施に付帯する業務

4 委託業務に係る特記事項

契約上限額の範囲内で3 業務委託の内容（１）～（８）に加え、小・中学校消費生活出前講座事業の目的達成に資する業務の提案がある場合にはそれを妨げない。

5 委託期間

契約日から平成30年3月19日（月）まで

6 契約上限額

3,278,880円（消費税及び地方消費税を含む）

7 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 連絡調整の担当者を1名以上配置できること。

8 不適格事項

次のいずれかに該当する時は、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (3) 参加に際して事実と反する申込みや提案等の不正行為があったとき
- (4) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき
- (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

9 提出を求める企画提案資料等及び提出部数

(1) 企画提案資料等

- ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（別記様式1）
- イ 事業者の活動状況、実績がわかる資料（法人の概要等）
- ウ 企画提案書
 - ① 様式

様式は自由とする。

② 内容・構成

以下の内容を記載すること。

- ・業務実施の基本方針
- ・業務実施の体制（個人情報保護に関する責任体制を含む）
- ・リスク管理体制
事業の実施において、不測の事態が生じた際のリスク管理体制（不測の事態を生じさせないためのチェック体制を含む）を記載すること。
- ・業務の全体的な企画提案
- ・業務のスケジュールや取り組みに向けた工夫提案等
- ・企画提案に関する有効な資料（過去5年間に類似業務を実施した実績がある場合は、当該業務の実施状況を一覧にし、その代表的なものについて資料を提出すること。）
- ・その他提案に必要な事項

エ 設計書（見積書、費用内訳書）

オ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

カ 契約実績証明書

キ 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合、商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されているもの）の写し

（2）提出部数

正本1部及び副本7部

10 企画提案資料の提出期限及び提出先

提出期限：平成29年4月6日（木）16時

提出先：〒514-0004

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

※企画提案資料の提出は、上記提出先に直接持参するか、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。（書留郵便で提出する場合は、企画提案資料が提出期限内に確実に届くかどうか郵便局で確認すること。）

11 最優秀提案の選定方法

別に設置する「平成29年度小・中学校消費生活出前講座事業企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。

- （1）業務遂行能力（スケジュールや企画内容は実現可能なものになっているか、業務の事前調整、実施体制に問題はないか。）
- （2）独創性（単なる講座形式でなく、独自の発想による企画内容であるか。）
- （3）訴求性（受講する児童・生徒の心に届く企画内容であるか、楽しいだけでなく説得力があるか。）

- (4) 有効性（事業の実施を受け、啓発効果が期待できるか、受講する児童・生徒の意識に影響を与えるような企画内容であるか。）
- (5) 経済性（企画内容からして見積もり額は適正であるか。）

1 2 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時
平成29年4月17日（月）13時30分
- (2) 場所
三重県津市栄町1丁目954番地
三重県栄町庁舎3階研修室

1 3 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

1 4 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

- (1) 質問の期間
平成29年3月21日（火）から3月29日（水）17時まで（必着）
- (2) 質問の方法
電子メールまたはFAXで提出すること。
- (3) 質問に対する回答
平成29年4月3日（月）までに回答を質問者あて送付するとともに、三重県ホームページに掲載する。

1 5 説明会の開催

- (1) 日時
平成29年3月27日（月）13時30分
- (2) 場所
三重県津市栄町1丁目954番地
三重県栄町庁舎3階研修室
- (3) 参加希望者は平成29年3月24日（金）16時までに三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班に電話（059-224-2400）で申し込むこと。
（説明会への参加は、本企画提案コンペの参加要件ではない。）

1 6 個人情報の保護

- (1) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) 三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に、委託を受けた事務に従事している者、もしくは従事していた者等に対する罰則を規定しているため留意すること。

1 7 委託契約の締結

最優秀提案者と実施内容の詳細について協議のうえ委託契約を締結する。

18 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行います。

19 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

20 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

21 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

22 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

23 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、

発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

2.4 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

2.5 連絡先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番 三重県栄町庁舎3階
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班
TEL : 059-224-2400 FAX : 059-224-3372 E-mail : shouhi@pref.mie.jp